

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成31年3月29日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、次の情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

「広島県災害見舞金支給要綱第7条別紙様式にしたがって、広島県知事に対し（災害名）による被害者について（報告）。個人情報の請求をお願いします。

要綱第7条別紙様式の作成年月日。死亡日時・平成〇〇年〇〇月〇〇日、死亡者名・〇〇〇〇、住所・〇〇〇〇、葬祭を行う者・〇〇〇〇、住所・〇〇〇〇。災害名及び発見場所、発見者名、発見年月日、時分、及び発見、救出状況等について。」

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求文書」という。）について、保存年限満了により廃棄したため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年4月8日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求書において添付した防災関係書（災害記録）に行方不明者等についての報告があり、逐次報告（事実の報告でない風評的報告記載。誰が建設管理部へ伝達したか疑義がある）であるが、正当性が問われる。また、防災関係書（災害記録）は、虚偽報告もある。災害対策基本法（施行令・施行規則等）第53条第1項（改正平成2年）定めにより福山市は広島県に対し報告している、死者氏名・〇〇〇〇。住所・〇〇〇〇。生年月日・〇〇年（昭和〇〇年）〇〇月〇〇日。世帯主・〇〇〇

- 等について、死者等に関する事項は永年保存（訴訟に関する事項）と推測する。
- (2) 広島県災害弔慰金の保存年限のことだけを言っているのではない。災害被害によって死亡、人の生命及び尊厳に関する事項を市町村長から県知事に報告、災害対策基本法、施行規則、施行令、被害状況によっては国へ報告する事項である。保存年限は、法令等による指定、特に訴訟に関するもの（知る権利・裁判をする権利）、永年保存（30年）と考えている。○○○○死亡について、事実は明らかになっていない。
- (3) 広島県災害弔慰金に関する保存年限は長期保存とする文書に該当しない、本件請求文書は広島県文書事務取扱規程（昭和38年訓令第21号。以下「規程」という。）第57条の規定により廃棄されている旨の主張は確認したが、説明・回答・請求文書等を求めていることについては誠実・適正に対応をお願いする。
- (4) 以上のとおり、本件請求文書について、請求文書内容、詳細に説明文書の回答をお願いする。本件処分が違法又は不当な処分について求めている。広島県災害見舞金等支給要綱、第1条（目的）災害により被災した者、災害、災害事実が知りたいだけである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 文書の保存年限、廃棄等について

文書の保存年限については、規程第9条の5第2項の規定により「文書の文書分類記号及び保存年限は、ファイル管理表に定めるところによる。ただし、ファイル管理表に保存年限の定めのない文書の保存年限は、当該文書の内容、性質等及びファイル管理表の保存年限の定めのある他の文書の保存年限を考慮して主務課長又は主務地方機関の長が定めるものとする。」、また、同条第3項の規定により「文書の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算する。」と定めている。

また、文書の廃棄等については、規程第57条の規定により「完結文書の保存年限が満了したときは、書庫に収蔵したものにあっては総務課長等において、その他のものにあっては主務取扱主任において廃棄するものとする。」と定めている。

2 本件処分について

本件請求文書は、平成○○年に発生した○○の水害における、広島県災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）の支給決定に係る書類である。

実施機関（東部厚生環境事務所福山支所。平成○○年当時は福山福祉保健センター）では、弔慰金の支給決定を行っていないが、広島県災害見舞金等支給要綱（昭和62年4月21日施行。以下「要綱」という。）第8条において、弔慰金の交付は死亡した者が死亡当時居住していた市町村の区域を管轄する福祉センターの総務課長等の職にある者に資金前渡しして行うことができることとされていたことから、弔慰金の支給を行っており、本件請求文書は、ファイル管理表で保存年限を5年と規定している。

審査請求人は、「死者等に関する事項は永年保存（訴訟に関する事項）と推測する。」と主張するが、文書の標準保存年限は、1年、3年、5年、10年及び長期保存の5種類となっており、法令等による指定、内容の効力（適用期間、契約期間等）、証拠価値（時効）、利用度、重要度（県政運営における重要性）から判断して、保存年限が決定されている。

本件請求文書は、法令等による保存年限の指定はなく、利用度や重要度が著しく高いものであるとはいえないことから、長期保存とする文書に該当しない。

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に弔慰金を受け取ったと主張していることから、本件請求文書は平成〇〇年度に作成されたと考えられる。平成〇〇年度に作成された文書の保存年限満了日は、最長で平成〇〇年〇〇月〇〇日であることから、本件請求文書は規程第57条の規定により、総務課長等又は主務取扱主任において廃棄されている。

3 結論

以上のとおり、本件請求文書は、規程第9条の5第2項及び第57条の規定により、保存年限満了により、既に総務課長等又は主務取扱主任において廃棄されていることから本件処分を行ったものであり、本件処分が違法又は不当な処分でないことは明らかである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、要綱第7条の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が受け取ったとされる弔慰金に関し、実施機関に提出された、要綱別紙様式による災害者名簿に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書について、保存年限満了により廃棄したとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

本件請求に係る弔慰金について実施機関に確認したところ、要綱第7条の規定により、福山市から広島県に提出された災害者名簿及び被災したことを証明する書類に基づき支給決定され、支給されたものがうかがわれ、また、実施機関の担当部署である当時の福山福祉センターにおいて支給の決定は行っていないものの、当該弔慰金の支給は行っていたため、資金前渡に関する書類として本件請求文書は存在していたと判断したということである。

また、実施機関が説明するように、本件請求に係る弔慰金支給時の規程第9条の5第2項の規定によれば、文書の文書分類記号及び保存年限は、ファイル管理表に定めるところによることとされており、さらに、同条第3項の規定によれば、文書の保存年限は当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算し、規程第57条の規定により、完結文書の保存年限が満了したときは、総務課長又は主務取扱主任において廃棄するものとされている。

そこで、当審査会において、実施機関において作成された平成〇〇年度当時のファイル管理表を見分したところ、本件請求文書の保存年限は5年と定められていたことが確認された。

そうすると、平成〇〇年度に作成されたと考えられる本件請求文書の保存年限満了日は最長で平成〇〇年〇〇月〇〇日であることから、本件請求文書は規程第57条の規定により、総務課長等又は主務取扱主任において廃棄されているという実施機関の説明は不合理とはいえない。

なお、審査請求人は、死者等に関する事項は永年保存（訴訟に関する事項）と推測するなど主張するが、本庁・地方機関を通じて文書分類の基本となる、平成〇〇年当時の文書分類表によれば、実施機関が説明するように、文書の標準保存年限は、法令に特別の定めがあるものを除き、文書の題名に応じて、1年、3年、5年、10年及び長期保存の5種類とされ、保存年限は、「法令等による指定」、「内容の効力（適用期間・契約期間等）」、「証拠価値（時効）」、「利用度」、「重要度（県政運営における重要性）」という項目を判断して決定することとされている。さらに、長期保存とする文書の基準として、「特に重要な計画や実施に関する文書」や「特に重要な訴願・訴訟・異議の申立て等に関する文書」などが掲げられているが、実施機関によると、平成〇〇年度当時はこの基準に該当するような特段の事情はなかったとのことであり、実施機関が、本件請求文書を長期保存文書としなかったことに不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は保存年限満了により廃棄したとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 10. 21	・ 諮問を受けた。
2. 7. 31 (令和2年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 8. 28 (令和2年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授